

◆ その他の取組

1 県土整備行政の魅力等、情報発信に関する取組

- 岩手県では、県土整備行政の魅力等の情報発信に積極的に取り組んでいます。

DX体験学習会

令和7年1月27日、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所と合同で、建築技術を学ぶ学生に対し、建設業の魅力を伝えるため岩手県立盛岡工業高校土木科2年生25名を対象としたDX体験学習会を開催しました。

DX体験学習会では、VR（仮想現実）体験とMR（複合現実）の概要や特徴などの説明後に、建設現場等で活用されるデジタル技術を生徒の皆さんに実際に体験していただき、建設現場におけるDX推進の取組についてPRしました。



VR（仮想現実）体験



ゴーグルを通して見える画面

除雪動画

冬期における地域の住民生活や経済活動などを守る道路除雪について、多くの方に知っていただくことを目的として、岩手県建設業協会青年部連絡協議会がPR動画を制作し、YouTubeで公開しています。

岩手県では、この動画を広くPRするため、同協議会や市町村道路管理者と連携し、岩手県が管理する道の駅や県庁舎、市町村庁舎等で放映する取組を実施しました。

○ 公開動画について（岩手県建設業協会青年部連絡協議会ホームページ）

URL：https://www.iwaken.or.jp/info/2023/05/15_1500.html#gsc.tab=0



第1弾『除雪への思い—Thoughts on snow removal—』



第2弾『The Mission ~いつもの朝をむかえるために~』

○ 令和6年度の放映の実績

- 道の駅…19施設

道の駅くすまき高原	道の駅にしね	道の駅やまがた	道の駅紫波	道の駅遠野風の丘
道の駅みずさわ	道の駅とうわ	道の駅巖手美深	道の駅おりつめ	道の駅かわさき
道の駅むろね	道の駅三田貝分校	道の駅釜石仙人峠	道の駅くじ	道の駅花巻西南
- 市町村庁舎等…盛岡市役所1階市民登録課

まちづくりと一体となった河川整備

二級河川川原川で、陸前高田市の復興まちづくりと一体となった河川整備を行いました。

震災からの復興に向け、岩手県では川原川の河川改修事業を平成24年度に着手し、市は市街地の嵩上げとともに川原川公園の整備を平成31年度に着手しました。

造成盛土により震災前の約3倍(8～9m)深くなった川原川を身近な生活空間に転換するため、川と川沿いに配置された公園を一体的な空間としてデザインし、「深さを感じさせないこと」や「川がつくる複雑な形と生き物の賑わい」、「川から見える氷上山の眺望等」を統合させ、川と公園の境界がない、川でもあり公園でもある空間が構築されています。

公園完成後すぐに近隣の子どもたちが遊びはじめ、川の中での生き物探しなど幼児教育のフィールドとしても利用されています。川原川ファンクラブや地元住民による草刈り、紙芝居、川原川の歌などの「川原川で遊ぼう」活動など、かつての子どもたちの暮らしを今の子どもたちに継承し、将来に夢を与える川づくりとなっており、市民にとっても親しまれています。

川原川及び川原川公園の整備は、周辺環境や地域と一体となった景観の創出や保全を実現した土木構造物として、令和4年度の土木学会デザイン賞の最優秀賞を受賞しています。



川原川（下流から上流方向）

（出典：株式会社吉村伸一流域計画室）



川原川（下流から上流方向）

（出典：川原川ファンクラブ 菊池純一氏）

土砂災害と津波防災の出前講座等

岩手県では、「自然災害の知識の習得」や「適切な避難行動理解」等を目的として、土砂災害や津波防災に関する出前講座を開催しています。

座学での学習の他にも、模型を使用した実験や砂防堰堤や水門等の工事現場等の見学を行うなど、分かりやすい説明や体験により、防災に関する理解の向上に努めています。



模型実験の状況

【山田町立船越小学校での出前講座の状況（宮古土木センター）】



砂防堰堤の工事現場見学



防災学習の状況

【久慈市立久慈湊小学校での出前講座の状況（県北広域振興局土木部）】



水門の見学



吉里吉里の沢(3)砂防堰堤での測量体験

【県立釜石高等学校での出前講座の状況（沿岸広域振興局土木部）】



模型実験の状況



避難を考えるワークショップ

【岩泉町立小川中学校での出前講座の状況（岩泉土木センター）】



流木捕捉工の見学

また、地域をけん引する人材や産業を担う人材の育成等を進めるため、様々な講座等による情報発信に取り組んでいます。

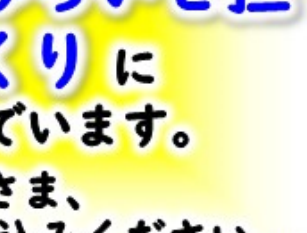
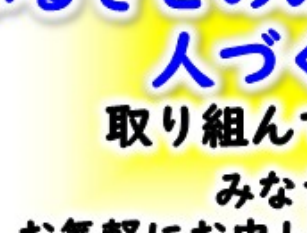
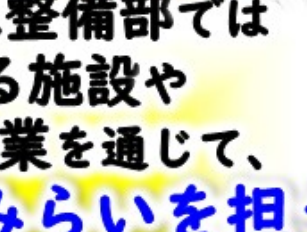
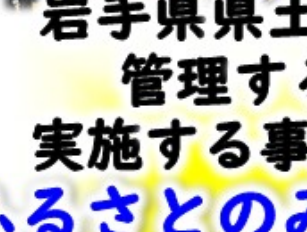


岩手県 県土整備部 プレゼンツ
Iwate Prefecture



みらいを担う人づくり

～出前講座・防災教育等のご紹介～



岩手県県土整備部では
管理する施設や
実施する事業を通じて、
**ふるさとのみらいを担う
人づくり**に
取り組んでいます。

みなさま、
お気軽にお申し込みください。

No.1	道路メンテナンス体験学習会	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
No.2	道路インフラメンテナンス勉強会	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
No.3	協働による橋梁点検	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
No.4	津波防災出前講座	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
No.5	土砂災害出前講座	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
No.6	景観学習	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
No.7	下水道・浄化槽出前講座	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
No.8	建物耐震授業	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
No.9	現場・施設等見学	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
No.10	ダム・空港等見学	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
No.11	建設業みらいフォーラム						

2024年(令和6年)12月 岩手県県土整備部 作成

水門・防潮堤カード等

岩手県では、令和5年4月から岩手県県土整備部が復旧・復興事業で整備を行った65箇所の水門・防潮堤カードの配布を開始しました。

水門・防潮堤カードには、施設概要の他、「津波防災意識の向上」と「震災の教訓等の伝承」を目的として、震災時の状況や避難の重要性等も記載されています。

上記の他、カード収集を目的として現地を訪れる人が増えることにより、沿岸地域の交流人口の拡大も期待されます。

○ 水門・防潮堤カードの配布場所

- ・ 道の駅…12施設

道の駅おおの	道の駅くじ	道の駅いわて北三陸	道の駅のだ
道の駅青の国ふだい	道の駅たのはた	道の駅いわいずみ	道の駅たろう
道の駅みやこ	道の駅やまだ「おいすた」	道の駅釜石仙人峠	道の駅さんりく
- ・ みなとオアシス…3施設

もぐらんぴあみなとオアシス、みなとオアシス釜石、みなとオアシスおおふなと
- ・ その他…1施設

高田松原津波復興祈念公園管理事務所（道の駅高田松原では配布していません）

○ 水門・防潮堤カードの例



水門・防潮堤カードの例

○ 岩手県県土整備部関係のカードについて

水門・防潮堤以外にも、岩手県県土整備部が所管する施設に関するカードがあります。
各カードに関するホームページは以下のとおりです。

【ダムカード】 <https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasensabou/dam/1009975.html>

【みなと（避難）カード】 https://www.pref.iwate.jp/engan/miya_doboku/1068762/1062248.html

【マンホールカード】 <https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/gesui/1036130/1022445.html>

【復興支援道路 宮古盛岡横断道路カード】 https://www.pref.iwate.jp/engan/miya_doboku/1068516/1068517/1068882.html

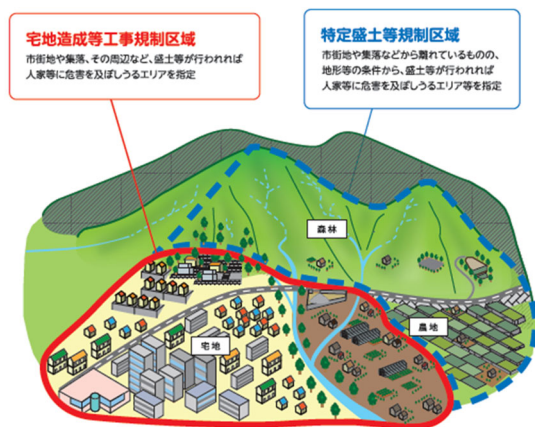
盛土規制法に基づく規制区域の指定

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土崩落による土石流災害や危険盛土等への法規制が十分でないこと等を踏まえ、土地の用途（宅地、農地及び森林）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が令和5年5月26日に施行されました。

岩手県では、令和7年5月23日に規制区域を指定し、盛土規制法の規制を開始しました。

これに伴い、一定規模の盛土等の工事にはあらかじめ許可が必要となるほか、不法危険盛土等監視を進めることとなります。

○規制区域の概要



規制区域のイメージ

⇒ 岩手県では、盛岡市とともに全域を（１）または（２）に指定し、隙間のない規制を行うことで盛土等による災害の防止に努めます。

盛土規制法では、盛土等に伴う災害から人命を守るため、危険な盛土等を規制するため下記の２つの区域に指定することができます。

（１）宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

（２）特定盛土等工事規制区域

市街地や集落などからは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

○許可や届出が必要となる盛土等の規模

規制区域内で行われる盛土等は都道府県知事等の許可が必要となります。

許可対象となる盛土等の規模 ※赤字：宅地造成等工事規制区域 青文字：特定盛土等規制区域

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

例えば…	●宅地造成等工事規制区域	●残土処分場における盛土・切土	●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等
①盛土で高さが1m超 2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に、高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの（①②を除く）	④盛土で高さが2m超 5m超となるもの（①②を除く）
⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの（①②を除く）			

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、緩衝壁（覆土の覆い）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの
イメージ		

許可対象となる盛土等の規模

○「盛土等の不適正事案の情報提供に関する協定」の締結

県は、盛岡市とともに、運送業を担う事業者（３者）と連携協定を締結し、各社の配送ルートにおいて、行政が把握していない不法・危険盛土等を発見した際に、行政に情報提供いただくことで、不法・危険盛土等の早期発見と抑止力の強化に努めることとしました。

【連携協定を締結した運送事業者】佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、日本郵便株式会社



協定締結式（令和7年4月）